

岩手県告示第 120 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種 類 | 路線名 | 区 間 |
|------|-------|---------------------------------------------------|
| 一般国道 | 283 号 | 遠野市上郷町平野原 3 地割 20 番 2 地先から板沢 17 地割 1 番 5 地先まで |
| 一般国道 | 456 号 | 花巻市石鳥谷町新堀第 1 地割 60 番 2 地先から高松第 11 地割 163 番 1 地先まで |

2 指定する期日 平成 20 年 4 月 1 日